ひとりで悩まず、相談してみませんか?

「自分も悪いから…」と自分を責めたりしないで、 「自分が一緒にいてあげないと…」などと我慢を 続けるのはやめて、相談してください。誰もが、 安心して安全に暮らす権利があります。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」があなたを支援します。

あなたの言い方や態度によって暴力が起きているわけではありません。暴力はすべて振るう人が悪いのです。あなたの努力で暴力が止まるということではありません。

身近な人が悩んでいたら

自分が受けている暴力のことを誰かに話すのは、 とても勇気のいることです。否定せずに話を受け 止め、秘密は守りましょう。被害者の恐怖や不安 を理解し、「あなたは悪くない」と伝えてください。 「愛されているからだ」、「よくあることだ」「子ど ものために我慢した方がいい」などと暴力を容認 してはいけません。被害者の意思を尊重した上で、 専門の相談機関に相談することを勧めましょう。



相談窓口

★千葉県女性サポートセンター

24時間365日対応

女性専用電話相談:043-206-8002(相談無料)

茂原市役所

月曜日~金曜日 8:30~17:15

【子育て家庭相談室(子育て支援課)】

電話番号 0475-23-5500 (相談無料) DV・虐待を含む夫婦・親子関係の悩みなど

【市民相談(生活課)】

電話番号 0475-20-1505 (相談無料) 日常生活の悩み事や心配事など

長生健康福祉センター(保健所)

月曜日~金曜日 9:00~17:00

DV専門電話相談: 0475-22-5565 (相談無料)

千葉県男女共同参画センター

【女性のための総合相談】

火曜日~日曜日 9:30~16:00

女性専用電話相談:04-7140-8605(相談無料)

【男性のための総合相談】

火曜日•水曜日 16:00~20:00

男性専用電話相談:043-308-3421(相談無料)

警察本部相談サポートコーナー

月曜日~金曜日 8:30~17:15 043-227-9110 (短縮ダイヤル#9110)

緊急の場合は110番、ケガをしたら119番

配偶者やパートナー・恋人からの

暴力・暴言に悩むあなたへ



パープルリボンは女性に 対する暴力根絶運動の シンボルマークです



女性に対する暴力根絶の ためのシンボルマーク

ドメスティックバイオレンス(DV)を 知っていますか?

配偶者や恋人など、親密な関係にある人から ふるわれる暴力をドメスティック・バイオレンス (DV)といいます。「なぐる」、「ける」などの 身体への暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視 する」「行動を制限する」などの行為もDVです。

女性の約3人に1人、男性の5人に1人がDV被害を経験しています

(平成30年内閣府調査)

「女のくせに」

「口ごたえするな」

19

「ばか」

「くさい」

「離婚してやる」

「なぐられたいのか」

「デブ」

「男のくせに」

「役立たず」

「<mark>家事・育児もまともにできないくせ</mark>に」

「誰のおかげで生活できているんだ」

暴力をふるったあと、謝ったり、「二度としない」と一時的に優しくなっても、再び激しさを増し、暴力は繰り返されます

身体的暴力

- ・なぐる、たたく、ける、つねる
- ・髪をひっぱる
- ・首をしめる
- 押えつける
- 肩や胸ぐらをつかんでゆする
- ・つきとばす
- 物を投げつける
- 物でなぐる
- 刃物などでおどす

性的暴力

- ・性行為を強要する
- ・性行為に応じないと不機嫌になる
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する
- アダルトビデオや雑誌を見せつける

精神的暴力

- 無視する
- 大声でどなる、大きな音でおどす
- 物をこわす、すてる
- ・ばかにする、ののしる
- 命令する
- ・おどしていうことをきかせる
- ・謝罪や土下座を強要する
- ・長時間一方的に説教し続ける
- ・他の人に悪口をいう
- ・インターネット上で誹謗中傷する
- ・「離婚してやる」「自殺してやる」 などと言って脅す
- ・何か上手くいかないことを配偶者 や恋人のせいにしておこる

社会的暴力

- ・携帯電話、スマートフォン、パソコン、 手紙、SNSを勝手に見る、削除する
- •行動を報告させる、監視する
- 服装を指示する
- ・電話やメールの連絡が遅れると怒る
- ・実家や友人と連絡や会う頻度や 時間を制限する
- ・家族や友人に危害を加えると いっておどす

子どもを利用した暴力

- ・子どもに暴力を振るう(と脅す)
- ・子どもに暴力を見せる
- 子どもに悪口を吹き込む

経済的暴力

- 働きたいのに働かせない
- •嫌な仕事を無理やりさせる
- ・十分な生活費を渡さない
- お金を取り上げる
- プレゼントやお金を要求する
- ・お金の使い方を監視・制限する
- 貸したお金を返さない

夫婦間や交際中のカップルの間でも 暴力は犯罪行為を含む人権侵害です

自分とパートナーとの関係を 見つめなおしてみませんか?